

---

平成24年 第1回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成24年3月19日(月曜日)

---

議事日程(第5号)

平成24年3月19日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第3号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第4号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第5号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第6号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第7号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第8号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第9号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第10号 平成23年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第11号 南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 土地の売却について

- 日程第22 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第22号 平成24年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成24年度南部町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成24年度南部町病院事業会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第36 陳情第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書

(追加議案)

- 日程第37 議案第35号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第38 発議案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書
- 日程第39 議長発議第2号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第40 議長発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第41 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について〈選挙事務問題調査特別委員会〉
- 日程第42 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉
- 日程第43 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について〈人権・同和対策特別委員会〉

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告

- 日程第3 議案第2号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第3号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第4号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第5号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第6号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第7号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第8号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第9号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第10号 平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 土地の売却について
- 日程第22 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第22号 平成24年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第30 議案第29号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第31 議案第30号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第32 議案第31号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算  
日程第33 議案第32号 平成24年度南部町水道事業会計予算  
日程第34 議案第33号 平成24年度南部町病院事業会計予算  
日程第35 議案第34号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計予算  
日程第36 陳情第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書

(追加議案)

- 日程第37 議案第35号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第38 発議案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書  
日程第39 議長発議第2号 閉会中の継続審査の申し出について< 議会運営委員会>  
日程第40 議長発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について< 広報調査特別委員会>  
日程第41 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について< 選挙事務問題調査特別委員会>  
日程第42 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について< 議会改革調査特別委員会>  
日程第43 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について< 人権・同和対策特別委員会>

---

出席議員（14名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 板井 隆君   | 2番 仲田 司朗君  |
| 3番 雑賀 敏之君  | 4番 植田 均君   |
| 5番 景山 浩君   | 6番 杉谷 早苗君  |
| 7番 赤井 廣昇君  | 8番 青砥 日出夫君 |
| 9番 細田 元教君  | 10番 石上 良夫君 |
| 11番 井田 章雄君 | 12番 秦 伊知郎君 |
| 13番 亀尾 共三君 | 14番 足立 喜義君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 加 藤 潤君  
書記 ————— 前 田 憲 昭君  
書記 ————— 石 賀 志 保君  
書記 ————— 赤 井 佳 子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君  
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君  
企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君  
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ——— 加 藤 晃君  
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君  
病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ——— 伊 藤 真君  
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君  
上下水道課長 ——— 真 壁 紹 範君 産業課長 ————— 景 山 毅君  
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。開会前ではありますが、きょうは中海テレビのカメラの持ち込みを許可しておりますので報告しておきます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

1 番、板井隆君、2 番、仲田司朗君。

---

## 日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第 3 議案第 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、議案第 2 号、平成 23 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 青砥です。議案第 2 号、平成 23 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）は、全員一致で可決するものと決したので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 号、平成 23 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 4 議案第 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 4、議案第 3 号、平成 23 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 3 号、平成 23 年度南部町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第3号）について、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第4号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第4号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第4号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全員一致可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

日程第6 議案第5号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第5号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第5号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第5号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算に反対する立場から討論を行います。

この南部町住宅資金貸付事業につきましては、住宅の借り入れ等の事業でございますけれども、本来ならば借入者が返済金を返すのが原則であります。いろんな事情がございまして年月がたっておりまして、借入者の高齢化等で非常に困難ということは理解はいたしますけれども、基本的には、この事業は国の直轄事業でありまして、この事業につきまして税金を投入して補てんをするということには反対です。

それから、先ほど申し上げましたように国の直轄事業でありますので、この事業につきましては国が最終的に責任を持つべきということを言ひまして、反対討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、議案第5号を賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ801万1,000円とするものであります。皆さん御存じのとおり、この貸し付け事業は



終了しておりますが、償還にかかわる一般管理費の補正であります。しかし、貸付金の収納見込み額が減のため、これは年2回の収納に努力をしていただいておりますが、現在の経済状況、または分納による減でございます。そのため、鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金交付要綱による償還推進助成対象事業にかかわる補助金の減によりまして、一般会計から繰入金をしているわけでございますが、これは皆さん御承知のとおりですね、南部町特別会計条例第53条の1条、2条によって対応ということで私は理解しておりますところでございます。そういうことを総合的に判断して賛成といたします。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、会計の出入りのこともありますけれども、委員会審査の問題について指摘をしたいと思えます。委員会の中で、一人一人の貸し付け状況はどうなってるかということを知りました。その際に、決算にならないと出せないというか、出さないというか、そういうような委員会審査にはできないような執行部の対応については、問題があるということを知り、指摘して反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。今回の補正の中身ですが、住宅資金貸付事業そのものの議論とかではなくて、当初予算として通った中の一般管理費の部分が、例えば職員手当とか需用費、そういうものの不用になった額2万6,000円の妥当性がどうかといったようなところですので、これについては全く問題がないというふうに考えますので賛成といたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第6号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第6号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）については、全員一致で可決するものと決しましたので報告いたします。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第7号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第7号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第7号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 8 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 9、議案第 8 号、平成 23 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 8 号、平成 23 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 号、平成 23 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 10、議案第 9 号、平成 23 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 9 号、平成 23 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第10号

○議長（足立 喜義君） 日程第11、議案第10号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第10号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、南部町イノシシ解体処理施設条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 1 1 号、南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について。

賛成多数で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第 1 1 号、南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について、反対する立場から討論を行います。

このイノシシ解体処理施設条例は設置の第 1 条にもありますように、有害鳥獣駆除により捕獲したイノシシを解体する処理施設の条例でございます。確かに近年、鳥獣被害が、特にイノシシの被害がたくさん出てるということで、これの処理については非常に困っておられる方がございます。

ですが、この条例の中身を見ますと、まず第 4 条の使用者の資格のところ、営業の許可を受けた者とするということがございます。この許可を受けた者とするのは、だれにするのかということ。それと、自分で処理をしたいと、処理を依頼するとか、そのようなことの規定がございません。どのようにして処理をするかということの規定もございません。

それと、第 8 条の使用料でございます。第 8 条、施設の使用料は、これを徴収しないとありますが、この施設は町で建てた施設でございます。町で建てた施設であるならば、この施設の使用料を徴収しないということになれば、ほかの施設についても使用料を徴収しないというのが妥当ではないかという考えでございます。

それと、第 1 3 条、町長は、施設及び設備の保全並びに運用に関する事務を委託することができるとございますが、事務の委託先についても明言がございません。

第14条、この条例に定めるもののほか、施設に関し必要な事項は別に定めるとありますが、この別に定めることも提案がございません。

そういうことから、この条例には不備があるということを指摘して反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第11号のイノシシ解体処理施設条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は先ほど雑賀議員の方からもありましたように、有害鳥獣駆除により捕獲したイノシシを解体する施設です。中山間地域には、このイノシシの被害で困ってる農家の方がたくさんおられます。私も実際、昨年もたくさん田んぼにイノシシが入って大変困っておりました。このことを解消するという一つの手段として、この施設ができております。また、猟友会や、それから、おりやわなでとったイノシシを解体するということに対しても、大変苦慮されているということも聞いております。また、この完成された施設は南部町ばかりではなくて西伯郡、日野郡の捕獲しましたイノシシまで対応してこの施設で解体をするというような形で、この町ばかりではなく、周辺の町村にも大変影響がある施設であるというふうに思っております。これができることによって、特に今、猟友会の方でも後継者といいますか、会員がだんだん減ってきているということなんですけれど、その一つの大きな原因はなかなか解体作業が難しい、できないということから後継をしたいという気持ちがあっても、そこで大きな壁もあったんじゃないかと思うんですが、とれば解体施設で解体がしていただけるということで、こちらについても大きなこの施設の利用度もあるのではないかなと思います。

それから、先ほど雑賀議員の方から話がありましたけれど、営業許可を受けた者ということになってますが、これは公的な営業許可です。前でいう保健所ですか、そういったところから営業許可を受けて、そのイノシシを今度は商売としてイノシシを売ることができる、そういったことの営業の許可をとるための施設。個人的にとって解体されてもいいんですけど、その解体は自分ところで処理をするしかないというのが定められております。この施設で解体をしますと、この肉を営業として使えることができる。特に、近くにありますが緑水園にとっては竹するめに次ぐ緑水園のB級グルメといいますか、ジビエ料理の新メニューの名物料理にも期待が持てるというふうに思っております。

そういった意味から、全体的を見てもこの施設は周辺の町村にとっても大変有利である、また、有害の駆除に進展が見込まれるというところから、この議案第11号については賛成の立場で討

論とします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第11号について、反対の立場から討論いたします。

この条例は、先ほども板井議員がいろいろな食品衛生法とか、いろいろな規制があって、販売目的で解体を特産品開発とか、そういうふうなことに限定した施設にしたということなんですけれども、そもそもこのイノシシの解体施設が、猟友会が自分たちのとったイノシシを自家消費も含めてできるような施設があればよいというところから出発したのではないかと思います。それで、今回のこの条例で、そういう販売目的とかということに限定しますと、そのような自分でとったイノシシを自分で解体して自分で食べるということができなくなるということで、せっかく町の税金を使ってやるわけですから、そういうことができないというのは最初の目的から外れているのではないかというふうに考えます。以上の理由から、反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上です。議案11号、賛成の立場で討論いたします。

近年、鳥獣被害が大変増加している現実がありますが、特に大型動物でありますイノシシにつきましては、水田、畑地等も大変な被害があります。私も一度経験しましたが、1年目の侵入時には本当に一部ですけど、2年目になるともう50%ぐらい、3年目になるとほとんど全滅ということで、農家の方も生産意欲の減退で水田を放棄してしまうという現実をこの目で確かめました。そのように大変大きな被害がありますが、反面、猟友会の皆さん方も警察の銃の所持、使用に関しましても厳格な法の制定がありまして年々減少が激しいということで、大変イノシシの被害が増加している現状があります。水田や田んぼのみならず、近年は住宅地の近くにも出没しておりまして、全国でもイノシシによる被害があるという現実があります。今回、条例を制定して保健所の許可、または使用者に対しましても厳格な使用基準を定めて、イノシシの肉を加工するというので、加工した肉を町の販売等に南部町産の特産品として販売することは、猟友会の皆さんがまた喜びますし、農家の方も生産意欲が減退しない歯どめになると思っております。現実にはハンターの方に聞きますと、もう銃はやめたという方がたくさんおられます。

現状のまま放置すれば、ワイヤーメッシュ等の防護さく等になりますけど、イノシシも大変頭がよくなりましてワイヤーメッシュしたところには近づきませんが、だんだん里の方におりてくる。しまいには住宅地にも入ってくると思います。人的な被害、またはいろんなイノシシに対する被害をこれ以上拡大させないためにも、加工施設によります運用に対しまして条例を制定して加工販売ということは一石二鳥だと思います。ぜひとも現実の被害を重くとらえて本条例に賛成

していただきたいと思い、賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第11号、南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について、これについて反対する立場から意見を申し上げます。

私は、先ほど反対討論で2人の議員が言いまして、私も全くそのとおりだと思いますが、つけて私は特に強調したいんですが、この使用料のとこなんです、これは町民自体、町民に限って使うということであれば、使用料を取らないということの方策もあるかもしれません。しかし、町外の人、例えば近隣の町村、県境を越えたところの人、あるいは町外の奥部の人も入っても、使ってもよろしいという解釈だったんです。そうしますと、町の財源をつぎ込んでつくった施設をなぜそのようなことをされるんでしょうか。私は、町民に限って無料にするということが記載がしてあればいいんだけど、町の施設、町の財政をつぎ込んでつくった施設をなぜ町外の人まで利用を無料とするのか、納得がいきません。そのことを理由にして、私は反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案第11号について、賛成討論いたします。

る反対討論言われましたけど、基本的には一番困っているイノシシを処理して、それを還元するという基本的な条例なんです、これは。反対する理由は一つもない。皆さんが大変困っている。それを聞いた話によりますと、そういう保健所のいろんな許可をとって緑水園さんが解体して販売する。そうしたら、南部町でまた1つB級グルメのような特産品ができる。ほかの町でもたしかやってたんですけどね、このイノシシの料理については。これが南部町でも堂々とできるということは、私はいいと思います。

そういうことで、また8条の使用料について言われましたけども、これはほとんどが緑水園さんがされることだと思います。他町から来て云々、他町が来たら緑水園さんがもらってすればいいことでして、別に問題ないじゃないか……（発言する者あり）たしかそうだったで、話には……（発言する者あり）そうでしょ……（発言する者あり）そのように施設を使用する面であらかじめ町長の許可を得なければならないというふうに書いてあります。それで、使用料については皆さんが、反対者の共産党議員さんは今まで利用料は取るな、取るなということばかり言っておられて、今回に限って利用料が取ってないしって反対されますけど、今回はこれ利用料は取らんって言っとんなあですけんね。その辺が何かあっち右言やあ左言いなあし、左言やあ右になあやな雰囲気でございまして、このことはもとに戻りますけども、皆イノシシが大変困っていると。



それを有効利用するというような条例でございますので、ぜひともこれは通していただいて南部町が一つ、タケノコ、スルメ、山菜料理と春、夏、秋の山菜料理にこういうのが一品加われば、また町外から、県外から我が南部町にそのイノシシ料理を食べるように来られると思ひまして賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号、南部町イノシシ解体処理施設条例の制定についてを採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第12号

○議長（足立 喜義君） 日程第13、議案第12号、スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第12号、スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 4 議案第 1 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 4、議案第 1 3 号、南部町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 1 3 号、南部町公民館条例の一部改正については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 3 号、南部町公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 5 議案第 1 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 5、議案第 1 4 号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 1 4 号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第14号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について、反対する立場から討論を行います。

この条例の改正案は、週における勤務時間が38時間の非常勤職員の報酬の改正でございます。確かに従来ならば非常勤職員は3年を限度ということでございまして、当初から3年間の報酬のアップはありませんでしたが、今回は職務区分で1種から1種、2種、3種ということで、確かに1種が14万9,800円、2種が15万5,700円、3種が16万1,600円とわずかではあります、3年目には上がるような改正案でございます。また、改廃に伴いまして要らないものは削除して農業・農村活性化指導員等、新しく追加されたものもでございます。

しかしながら、総務課長のこの改正案についての説明を求めましたところ、基本的には1種、2種、3種というのは1年目、2年目、3年目ということでございすけども、勤務評定により必ずしも1年、2年、3年で上がるものではないという説明でございました。

それと、この条例の中には、週が勤務時間38時間未満である非常勤職員及び臨時的任用職員の項もございす。この項につきましては一切増額がなされておられません。私は、やはりこの項についても同じ非常勤職員、臨時的任用職員等の立場からすれば、この項にも何らかの改正案があつてしかるべきというぐあいに思いますし、たとえ3年目に16万1,600円の報酬アップになりましても、年額では200万円を切る年額でございす。これは付加賃金等は除いたものでございす。確かにこの条例は評価はいたしますけれども、全体的に勤務時間が38時間未満である者の改正がなされていないということと、全体的に報酬が低いということを指摘いたしまして、この条例には反対するものでございす。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第14号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど雑賀議員の方から、この条例については評価をするということを言われました。本当にそのとおりだというふうに思います。今までは3年間勤めたとしても給料は上がらないということで、やっぱり同じ環境の中でそういった勤めている方の就労意欲といいますか、そういったものは大きく欠けて衰退していたのではないかと思います。この3年間いればといいますか、勤務状況がよければ給料も上がっていくという一つの目標も持つことができますし、3年間いても上

がることはないかもしれないという総務課長の答弁があったと言われましたけど、それを逆に逆手にとれば一生懸命やって評価が認められれば、例えば1回に2個飛んで給料が上がっていくという可能性も十分に秘められているというふうに思います。やっぱりその悪いところだけをとって反対するのではなくて、逆に私たちの立場からすればこういった人だからもっと一遍に上げようやというぐらいの、そういったようなこれから対応をしていけばそれでいいんではないかなと思いますし、この法案の形がなぜ出たかという、やはり一つの大きな原因、執行部の盛られた原因は保育園の公営で民営をすることが大きな引き金になったのではないかなと思います。保育士の皆さん方はそうやって将来的にわたって保障され、就労意欲が出てきたこの1年間の評価で執行部の方からもありました。それに対して、やはりこの公設、公営の中で働いている臨時職員や非常勤職員の方もそういった思いになってほしいということで、この条例が改正をされたのではないかなということを思い、この議案第14号について賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第14号、反対の立場から討論いたします。

1種、2種、3種ということで、非常勤職員が3年間スムーズにいけば段階的に金額が上がっていくという点は、改善点だとは雑賀議員もおっしゃったとおりでと思います。

問題は、その3年間で一たん雇用を切って、そうするとまだもとに戻ると。もし、同じ人が一定の期間を区切って再雇用された場合に、また低い給料から、賃金から出発するということが問題の一つ。

2つ目には、伯耆の国の職員との給与の関係で、伯耆の国は年間320万という賃金を平均賃金として支払うというのが町の委託金の中の人件費のそういう説明でした。同じ専門性もいろいろあるんですが、少し違い過ぎるのではないかと思います。そういう点で行政が委託する事業と町で直接雇用する職員と、そこにこのような格差があっているのかということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 私は、この議案第14号について、賛成の立場で討論いたします。

違う団体に属している者同士の賃金格差のことについて植田議員もおっしゃいました。全然成り立ちが違ってくるということですので、私は町の臨時職員の方がこのように1種、2種、3種、そして勤務状況によってはだんだんと加算されていくという本当にこれは画期的なことだと思います。これをもって反対していく、ほかの理由をつけて反対していくということは、非常に何かおかしいなという気持ちが率直にいたします。今までは10何年お勤めの方であっても同じ賃金

で、4年お勤めの方であっても非常勤職員という立場なら同じようなことでございました。

しかしながら、まだその方たちが今は臨時職員でいらっしゃっても、また今度伯耆の国の方に応募されるかもしれません。全然組織の違うところの賃金を比較するというのは、それはおかしいと思います。私は、そういう立場によって、この議案第14号に対しましては賛成といたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第15号

○議長（足立 喜義君） 日程第16、議案第15号、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第15号、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第15号、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

日程第 17 議案第 16 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 17、議案第 16 号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 16 号、南部町税条例の一部改正については、賛成多数で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 私は、議案第 16 号、南部町税条例の一部改正について、反対する立場から討論を行います。

この南部町税条例の一部改正は、たばこ税の改正と、それから、個人の町民税の税率の特例でございます。この条例は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、南部町税に今の均等割に加えまして一律 500 円を賦課する条例でございます。これは総体的でいえば県民税と町民税と合わせて 1,000 円の増額の国の方では考えております。県民税 500 円、それから、町民税 500 円が 10 年間にわたり賦課されるものでございます。このそもそものもとは東北の震災の復興財源に充てるということでございますが、この財源についてはやはり政党助成金等を廃止し、十分今、民主党政権が言うております政治家も身を切ると言うておりますが、それこそが身を切ることでありまして、むだ、それから、富裕層、大企業から応分の負担を求めるべきということを主張いたしまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11 番、井田章雄君。

○議員（11 番 井田 章雄君） 11 番、井田でございます。議案第 16 号、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、たばこ税の税率、それから、たばこ税の税率の特例、そして、平成 26 年度から

平成35年度の暫定措置の個人町民税の均等割の税率の特例の改正であります。これは地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が公布されたことによる改正であります。したがって、私はこういうことを加味しながら総合的に判断いたしまして賛成いたします。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の町民税500円の均等割の負担増と県民税も同額ですね。

これは住民に負担がかぶさるんですね、増額でね。その先に何が待っているかということと地方交付税の減額が待っているんです。そういう、それで結局国からはお金が来ない分を住民が負担して自治体の財源にする、こういう仕組みになってます。（「そげか」と呼ぶ者あり）はい、間違いありません。そういう性格を持ったこの税制の10年間の時限立法、26年から10年間ですかね。そういうものですから、国としては町に財源の確保は許して交付税を減らした分、東日本の復興財源に充てるというのが国の考えでしょうけれども、交付税の減額が待っているということで、やっぱり最終的に問題は先ほど雑賀議員がおっしゃいましたけれども、国の財政を立て直すためにどこに負担を求めるかということで、やはり今の国のむだ遣い、いろんなのありますね、一々は申し上げませんがそういうところと、大企業や大資産家の体力のあるところから応分の負担を求め、さらには私たちは社会保障を充実させるための民主的な税制を抜本改革するという方針持ってます。そういう立場で、今のこの住民税は最終的に住民の負担をふやすだけで、町の財政は潤わないということから反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第16号、税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから住民の負担、負担と言われますけれど、その前に既に法人税の負担については、この東日本大震災の復興についてはもう法案が通っていて、それなりの対応で各企業そういったところから税負担によって復興していくということがもう既に通っている、それは御存じのことだと思います。今回、私たち直接かかわる町民に対する改正ということで、今ここに上がっているわけなんですけれど、これは先ほどからありましたように、震災復興財源（臨時特例法）ということで10年間の時限立法の中で負担をしていただくと。各皆さん方もそれぞれこの震災に対して寄附をした方、ほとんどの方が少なくともしておられると思います。ただ、それだけではこの1年たった今現在でも復興がまだまだ進んでいない。それは何かということ、政治的な判断もあったかもしれませんが、それ以上に財源がないということで、国民みんなですべてを負担していこう

というのが一つのこの改正だというふうに思いますし、これは復興ばかりではなくて、これから南部町が災害に対する計画を立てたりしたり、またそういった対応をするときにもこの財源を使っていくということで一つの目的を持った10年間の税金であります。やはりいつ起こるかかわからない災害、そういったものに対して早目の対処、早目の対応をするためには財源が必要です。そのためのことをみんなで負担していこうということがこの中に盛り込まれていると思います。確かに税金で町民の方の負担はふえますけれど、その分はたばこ税で若干ですけど町の方にも税金がたくさん入ってくる、そういった改正も行われております。そういったことから、私は賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案16号、南部町税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

私は、常にこの税に関しては一貫して述べているんですけども、税というものの基本というのは利益、いわゆるもうけに対して、それに対して課税をしていく、これが基本なんです。私は、消費税もそうなんですけれども、この住民税も所得の大小にかかわらずかかってくる均等ですね、これについては私は非常に問題があるというぐあいに思うんです。常に言うんですが、一般質問の中でも申し上げました、私は。応分の負担を求める、これを原則にやれば、いわゆる大企業、これが今数十社ですね、240兆円保留してる金があるんですよ。それはなぜかということ、引き続いてずっと以前から法人税の、大企業に対する法人税をどんどん引き下げてきた、また、海外に対する進出に対することの補てんです、それから、研究費の補てん、そのようなことからやってきてるわけなんです。もうけがないところから取れとはいませんが、これだけようけため込んだ中なら少なくとも旧来の税率に返すということ、本税に返すということ、本則に返すということをやって、そこで賄うべきであり、住民の今の疲弊した、特に全国的にいてもそうなんですけれども、特にこの地方の経済というのは冷え込んでおります。つまり、なぜかということ、所得減によるものであります。そこに持ってきて、まさにその上にまだ庶民に負担をかけていくということになれば、一体、地方の住民の生活はどうなるかということを経営的にやっぱり考える必要があると思います。そういうことを考えて、私はこの条例の改正については反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案第16号については、賛成の立場から討論いたします。

これは基本的に一番大事なのは、地方税法もとの税法の改正があったと。それに伴う町条例



の改正でございまして、今、共産党議員団が言われたようなことは本来なら国会議員さんおられますので、国の方でどんどん言ってもらって、本当に言われるとおり地方は大変でございまして。そういうことを酌んで、上へ上げていただきたい。私たち町民についてはどうしようもないところもありますが、この条例はたばこ税については町の方の税は上がりますけど、県のたばこ税が同じ額が下がってプラマイ・ゼロで余り関係ないですが、例の今言っておられる町民税の関係です。ね、これ10年間の時限立法でございまして。これが全部東北に行くかと思えば、町の防災にも使えるこの予算だそうなんです。私たち平成12年の南部町が被災しました、この経験もございまして。こういうときにもやっぱりこういう10年間の時限立法でありますように、こういうためにもやっぱりそのために蓄えとく、また、これを使う。今、近年ゲリラ豪雨のようないつ何があるかわからない、こういうこともありますので、確かに税が上がるのはおもしろくないし、大変でございましてけども、それが生かされたお金ならば私はいいいじゃないかと。みんなのため、東北のあの姿を見れば、これは何とかしてあげないといけない、これが日本の文化だと思います。

こういうことに関しまして賛成いたしますが、1つお聞きしたいのは執行部、首を縦と横に振っていたいただきたいと思いますが、今、植田議員が交付税の減額になる、この話は私、執行部の説明で聞いておりません。イエスかノーか首を縦と横に振っていたいただきたいと思うが、いかがなものですか。何も言いならんところにはわからんということですので、それは私もわからん、初めて聞きましたねということでしたが。そういうことで、その町民税の250万は500円上がって5,297名、23年度の実績で該当があるそうでございまして。250万、これは町内の防災のために使う予算だそうなんですので、町民に還元できるということで賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第17号

○議長（足立 喜義君） 日程第18、議案第17号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第17号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正については、賛成多数で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第17号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について、反対する立場から討論を行います。

この南部町放課後児童クラブ条例は、保護者等から要望がございました午後6時から30分間延長のための利用料金の増額条例でございます。本来、私はこの児童等、今の少子高齢化時代を迎えまして子育て支援にもっと町がお金を出すべきということ。それと、この条例は後でも関連がございますが、出てまいりますけども、24年度から予定といたしましては、東西町の振興協議会で新たに放課後児童クラブの設置が予定をされております。ここにも、今の予定では約320万円の負担が予定をされております。私は、この新しくできますことと、この放課後児童クラブの条例は、今、ここで直接はありませんけれども、やはり児童の支援につきましては町が責任を持ってすべてをやるということ。それと、これの30分延長について500円の増額は認められませんし、おかしいということ。それと、本来、もっとこの利用料等につきましても子育て、少子高齢化の時代と、それから、子育て支援につきましても、逆にこの利用料を下げるべきということを主張いたしまして反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。議案第17号は、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、放課後児童クラブの終了時間を午後6時から午後6時30分に変更するものであります。それに伴い当該30分間の加算額を定めるものであります。このことは、私は家庭の事情などで保護者の方から要望があったではないかというように想像いたしております。したがって、これは理解いただけるのではないかというように考えます。したがって、総合的に判断して賛成をいたします。

それと、これ共産党さんの皆さんに申し上げたいんですが、旧会見町時代も共産党の方がこの

ことを言われまして、ぜひやってくれとってできたクラブなんですわ、もとをただせばね。それで、これは全体の児童を対象にすれば道理が通るんですけども、これは先ほど言いましたように、家庭の事情などである親が言われただないかと思えます。そうなれば、保護者の方も加算額があっても御理解はいただけるじゃないかと私は想像いたします。したがって、先ほども言いましたように、総合的に判断して賛成といたします。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第17号ですが、反対の立場から討論します。

今回の時間延長に対する料金徴収ですね、これまで料金について条例化していなかったということは、そういう点できちんと条例に書き込んだというのは、これまで誤ってたということなんですけども、この放課後児童クラブのできてきた歴史というのは先ほども井田議員がおっしゃいましたように、働くお母さん方の運動で始まって全国各地に学童保育、放課後児童クラブといういろんな名称のできてきたんですけれども、それを公的にやって、旧会見ではお母さん方の要求で、この保護者負担というのが何に当たるのかといえば、おやつ代と、それからいろんなことをそこで勉強したり、遊んだりするような、そういうためのお金だったんですね。人件費にはこれを充てていなかったわけです。それで、今回の500円は提案理由では、延長する人件費の一部というような説明だったわけですね。私は、町が子育て支援をやっていくという考え方からいって、人件費に充てるような料金の徴収の仕方というのは問題だということを主張いたしまして反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第17号、放課後児童クラブ条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど植田議員が条例がなかったものということでは言われましたけれど、条例はあるんです。あるからそれを改正するんです。町民が聞かれて不安に思われるような、不審に思われるような発言はしないでください。（発言する者あり）何を言っとるの。条例はないと言ったけど、条例はあるじゃないですか。（「徴収条例」と呼ぶ者あり）徴収条例はなくても、それは条例の中に含まれてるじゃないですか。（「なかったんです」と呼ぶ者あり）新旧対照表もらってますよ。（「ない」と呼ぶ者あり）だから、そういったような形で非常に、そういう反対討論をされると議員の資質も問われますし、やはり十分にその辺を考えてまずお願いをしたいというふうに思います。

それで、この条例の改正なんですけれど、やはり今、西伯の方のひまわり児童クラブというの

が40人近くの子供たちがプラザ西伯の方で、お母さんが迎えに来るまでおられるということで、その世話をしている方も大変苦勞がある。また、子供の安全の見守りに対して非常に不安があるというところから、まず一つの方策として東西町地域振興協議会に東西町の周りの子供たちを見守ってもらうという、一つの大きな目的がこの条例の中にはあります。それと、保護者の方の希望で30分の延長をしてほしいということがあります。それは何かというと、今、子育てをしているお父さん、お母さんという人は、ほとんどの方が共働きで生活を支え子供を育てておられると思います。そういった方々の要望にこたえて対応していくこの条例、これは必ず通して実現をしていただかなくちゃいけないというふうに思い、賛成の立場で討論いたします。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 反対しなる人がおられんで、やめようかと思ったんですけど、これ賛成せないけんことなんです。これは確かに雑賀議員が言っておられました子育て支援にお金ももっともっと出せと、これは本当一緒です。国がもうちょっと本当にこの子育てについては支援していただかなければ大変なのは事実です。それを町にせいということはちょっと無理があると思います。また、これは時間延長18時から18時30分、30分間の延長ですが、普通、今、民間でも8時から5時まで勤める方はほとんどおられんと思います。大概5時半か6時なんです。それで、保護者から30分間延長していただきたいという要望があってこのような条例になりました。1日500円のアップだかと思えば、月の500円なんです。月500円で私やちが早引きせずに丸々働いて子育てが守ってもらえることは大変いい条例なんです、これは。

それと、もう一つ言っておきたいのは、これに対して東西町の児童クラブのことについて関連されました。一つもこのことはここには書いてないですけど、私も地元の議員として、南部町の一番端にある東西町の子供が、今までその児童クラブでしたかいね、法勝寺におられたひまわり児童クラブ、それをまたバスに乗って帰るか、保護者が迎えに行かないけん、車で10分か15分かかるところ。それを地域の住民が地域振興区中心に自分たちの子供は自分たちで守ろうと、面倒見ようと、みんなで我が町の子供を、自分とこの地域の子供をみんなで面倒見ようと、こういうことがなされた提案されたことがあったんです。それに対して共産党は反対されたんですよ。東西町の皆さん、聞いといてください。これは全然関係ない話で、ここで言われるから言わないけんやんなったんですよ。たかが30分を、本当に保護者が困っておられるこの30分の時間を一月500円で面倒見ましょうという条例ですので、これについては、私は一つも反対する理由はないと思ひまして賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第17号、南部町放課後児童クラブ条例の改正について、反対するものであります。

私は、よくこの新しく利用料ですね、利用者には、利用料となっておりますが、これをフルに利用した場合の年間の負担料が一体どれぐらいになるだろうかということをも案分してみました。約5万3,000円を上回る金額になりますね。私は、この中で先ほども理由になったのは、500円延長の分で人件費に充てるということだったんですが、しかし、よく考えてみると行政のやる仕事として人件費に充てるということは非常におかしい、いささか問題があると思うんです。今までも植田議員が主張しましたように、この子育ての利用料というのんはおやつ代だとか、あるいは放課後で子供たちの面倒を見るところのいわゆる筆記具だとか、あるいはノートだとか紙、いわゆる簡単な工作ですね、そのようなことに使う諸費用がかかるというのでやってきたわけなんです。ところが、新たに人件費の一部として考えるということは、非常に大きな間違いであります。これは保育園ではありませんからね、保育とか、あるいは私的な預かるところではありません。そういう中からいえば、この500円の新たな負担、これだけでもやっぱり控えるべきであるということです。

それと、30分の延長に対する要望なんですが、今、皆さんよく考えてください。仕事が5時に終わって、それでぱっと済むというもんでもありません。ほとんどの事業所聞きますと、後始末とかそういうことでずれ込んでくる。駆け足で買物とかそういうものをして、なかなか6時までに子供を迎えに行くということが非常に難しいという状況が生まれ出るわけなんです。その中でも努力されて、少なくとも6時までに迎えに行こうという方もありますが、やむを得ない事情でぜひ30分を延長してほしいという声から起こったわけなんです。つまり、怠けて30分見てほしいというのは、そういう状況はほとんどありません。私は、親としては一刻でも早く子供の顔が見たい、子供と一緒に過ごしてやりたいというのが素朴な願いではないでしょうか。そういう点からいえば、私はそのことからすれば新たな500円の増加、このようなことはやってはいけないということです。

それから、あわせて、先ほどニュータウン、東西町の子供のことを言われたんですが、これ今まで条例に上げているのは、これはきちんとやはり行政がお金を出してやっていくという事業なんです。それを地域振興協議会、これは公的な機関ではありません、行政直轄ではありません。そういう中でやられることについては非常に大きな問題がある、このように考えるんです。もし、やられようとするのであれば、きちんと条例に載せてそこでやること。つまり、聞くところによりますと、今の指導員さんの中でもそちらの方へ仕向けるというんですか、派遣するかどうい

形かわかりませんがやるということになれば、非常に大きな問題も起こると思います。だから、少なくともやられるのであれば、条例の中につけ加えるということをするべきだということで、つけ加えて雑賀議員も主張したわけです。誤解をしないでください。そのような理由から、私は反対するものであります。（「杉谷さん、やれ」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷でございます。私は、この議案第17号に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどこの議案とは関係がなく東西町の今後、24年度から取りかかろうという放課後児童クラブのようなものについての批判を非常にされております。私、申し上げたいのは、今、国から地方へ権限移譲をしてだんだんと地方が自分で自分の少ない中で努力して、そういう中で大きな流れとして平成27年度には一本算定になりまして、財源が4億とも5億とも削減されるそういう中で、町としては振興協議会というものを立ち上げまして、そこで地域の課題は地域でというような、そういう大きな取り組みがございます。そういう中で生まれてきている、また後ほど申し上げたいと思いますが、東西町の取り組みでございます。そういうようなことを理解していただきまして、この件につきましてはこのくらいでやめておきます。

このたび提案されております1カ月に30分延長になったときの500円の費用につきましては、これは町の方で人件費だから見たらいいのじゃないかというような意見もございますが、やはりそういう大きな流れの中で財源を縮小して、どこで縮小していかうかというような現状がある中で、保護者の方から、じゃあもう少し時間延長してください、そうしましたら私たち帰宅するときに安心して子供たちの時間を気にしながら急いで帰るのではなくて、ちょっと安心して帰りたいのというような切なる希望から出てきていると思うんです。その方たち皆さん働いていらっしゃる。誤解していただいても困りますが、その方たちは働いていらっしゃいます。月の500円というのは何か子供たちのためにしてやれることの費用、それも安全に関する費用であれば、私は理解していただけるのじゃないのかと思います。そういう意味におきまして、私は賛成させていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 19 議案第 18 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 19、議案第 18 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 18 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正については、全員一致で可決するものと決しましたので報告いたします。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 18 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 20 議案第 19 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 20、議案第 19 号、南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 19 号、南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正については、全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、南部町宮県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第21 議案第20号

○議長（足立 喜義君） 日程第21、議案第20号、土地の売却についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第20号、土地の売却については、賛成多数で可決するものと決しましたので報告いたします。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第20号、土地の売却について、反対の立場から討論を行います。

まず、この一番問題点になりますのは、まず、なぜ今土地を売却する必要があるのかということとでございます。そもそも、ゆうらくは鳥取県の特別養老老人ホームとして出発をしております。県の行革等により県から町に移管をされ、その後、町が出捐をした法人伯耆の国をつくり、町がつくった施設を指定管理をして委託をしております。伯耆の国は町が直接関与いたしまして、職員が設立から非常にかかわってきております。公益法人の社会福祉法人であります。言い換えれば、社会福祉協議会のような存在であるとも言えます。しかし、介護保険制度の導入によって高齢者福祉施設が運営されることになり、人件費の削減などにより採算性が向上し、積立金を保有をするようにまでなっております。つまり、法人の設立は町の職員が行い、町が出捐しなければできておりません。施設もゆうらくの建てかえにより町が用地を購入し、補助申請、起債等行い、



建設したものであります。そのような計画にある土地と施設を法人に売却する必要などありません。町の社会福祉法人になぜ土地を売るのかということに疑問に思うことをいたしまして、反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この議案に対して賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

今、なぜ売却しなければならないのかということが最初にありました。なぜ売却してはいけないのかというぐあいに私は思います。社会福祉法人について言われましたが、これは平成15年に旧会見町と旧西伯町、これが500万円ずつの出捐金によって成立した法人であります。これは伯耆の国であります。しかしながら、この伯耆の国は今言われました社会福祉法人としてでありますが、運営を独立採算で行うために今までありました組織、つまり、有楽苑を町に移管するときに約6,000万円ぐらいの赤字が計上されておりました。このままでは町が運営してもうまくいかないということがありまして、町とは独立した社会福祉法人を設立し、そこに今まで有楽に勤めていただいていた職員の方、あるいは介護士さんとかを社会福祉法人に移しかえて新たに立ち上げた法人であります。確かに出捐金として両町から1,000万いただいておりましたが、その後の資金提供は受けていません。これは12月議会、町長は私に対する一般質問の答弁でそういうぐあいに述べておられます。そして、最終的には2億数千万円の自己資金を調達し、そして、独自の力で町から、あるいは県から建設時に使いました起債等を返していただいております。少し性格が違う社会福祉法人であります。その法人に対して今使っていただいております。これは来年度認知症に対応するグループホーム建設いたしますので、その際に経営の安定化を図るために土地の売却等を考えられたものであります。何ら私は、法的にも道義的にも問題はないというふうに考えて賛成いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第20号、土地の売却について、反対の立場から討論いたします。

今回の土地売却の理由として、町長は1つ目に、法人運営の安定化と施設整備のための用地確保が必要。2番目として、ゆうらくの建物は土地と一体と考えてきたが、修繕費が多額となり土地購入とは別に法人と協議する。3つ目として、運営当初からの約束事であった努力目標としての使用料についても一括納入し、以後の寄附の中止を受け入れるということで、こうすることで

町と法人の関係の正常化を図るとというのが町長の考え方で今回、所信表明で述べられております。

この1番目の法人の運営の安定化、施設整備のためという理由は成り立ちません。法人は現在でも多額の資金を持っています。施設整備に町の土地のまま借地で十分運営することが可能であります。

2番目です。2番目の町長の理由に対しては、ゆうらくの建物は公の施設です。施設建設には多額の公費が使われています。そもそも、先ほど雑賀議員も理由に上げられましたけれども、ゆうらくは鳥取県立特別養護老人ホームとして出発し、県の行政改革によって県から町に移管。その後、町が出捐して伯耆の国をつくり、町がつくった施設を指定管理で委託しています。伯耆の国は、町が直接関与して職員が法人設立の準備をしてきた公益法人の社会福祉法人であることを忘れてはなりません。民間の法人とはわけが違います。このような経過のある町の土地を行政財産で現在これまでであったものを今回わざわざ普通財産に変更し、相手方を伯耆の国に特定し、売買することは、3の寄附の中止と町と法人の関係の正常化という町長の発言と軌を一にしていると思います。これまで伯耆の国の情報公開を求めてきましたが、十分な情報提供がされてきたと私は考えません。

その理由は、理事会を持つ独立した法人という理由から、いろいろと質問をしても回答がしていただけませんでした。私は、町長の考え方の根本が間違っていると考えます。社会福祉法人が財産を持つ必要などどこにもないと考えるものです。今後、ゆうらくの施設についても伯耆の国に無償譲渡する考えのようですが、公の施設は町民共有の財産です。現行法では、その管理は直営、あるいは指定管理のどちらかの選択になっています。土地の売却は、施設の無償譲渡に向けての地ならしということになるのではないのでしょうか。そして、町長は伯耆の国の財務担当理事です。今回の土地売却交渉を法人の理事と町長とどういう関係で交渉されたのでしょうか。町長として法人の要請に許可を出すという図式は、住民が見ておかしいと思われるのではないのでしょうか。法人の理事をまず辞職して、それからこのような問題を提起されるのが筋だと考えます。

それから、これまでのこの施設建設にかかった費用は、工事建設費の総額が用地建設費も合わせて21億4,428万5,125円です。伯耆の国からの寄附金の総額は、今回の1億7,000万余りを入れて4億2,000万という状況です。私は、公有財産をこのような形で売却する。結局、今回、土地売却収入として一般会計に歳入される予算なんですが、歳出は償還金として処理されます。それで、未償還残高は元金として1億5,917万7,000円……（発言する者あり）未償還残高が残っております。あとの議案でも言いますけれども、そういう状況で売却するという、この議案に道理はないということを申し上げまして、反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、議案第20号の土地の売却について、賛成する立場で討論を行います。

先ほど植田議員の方からも話がありましたけれども、確かに法人設立に向けては県の特別養護老人ホームが町に移管する、そういう状況の中から町がつくったものでございます。しかしながら、今ゆうらくとして伯耆の国が運営しながら進んでいるわけでございますけれども、今こういう情勢の中で民間にできることは民間、行政にできることは行政というように少しずつ、まず切り離していかなければいけないと思います。そして、この売却代金でございますけれども、これは平成15年3月に南部土地開発公社で購入したものをそっくりそのまま補てんするというようなものでございまして、今は地価も下がり、実際はもっと下がるような状況ではございます。しかしながら、この伯耆の国が足腰が強く独自に福祉活動をやっていく、そして、町の福祉・医療・介護の三本柱の中心となっていくためにも独自の活動ができるように支援していく。そのためには、土地を取得して財務価値を高めていかなければいけない。そのために今土地の売却をして、そして今話がありました認知症の施設もつくろうというような状況でございますので、次第次第と指定管理から離れ、独自に活動できるようになってくるのではないかと考えております。そのためにも私は、土地の売却は今必要ではないかと考えておるところでございます。以上で、賛成するわけでございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番の赤井でございます。議案第20号、土地の売却について、この売却に反対の立場で討論いたします。

私は、町民の視点に立って町全体を俯瞰し、大所高所にわたり住民の皆様方ともお話し、町が売却しようとするこの土地の問題につきまして、いろいろ話をしてみました。

その中で議案は、1として、売却する土地の表示。鳥取県西伯郡南部町落合478番地1ほか33筆。地目、宅地、面積1万4,431.27平方メートル。2、売却価格。一金1億7,155万6,768円。3、売却の理由。伯耆の国の経営拡大を図り、法人運営の安定化と自立を支援することで介護サービスのより一層の向上を図る。4、売却の相手方。鳥取県西伯郡南部町落合646番地、社会福祉法人伯耆の国、理事長、山野良夫様という内容でございますが、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議会に付すべき契約及び第3条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。このたび、行政財産である土地売却を合法的に処分するため普通財産とされ、この土地売却の説明をされたわけでございます。

今も雑賀議員並びに植田議員も申しましたように、この土地の売却が全く緊急性を要するようなことでもありません。そういう売却の理由が明確に理解できません。伯耆の国の経営拡大を図り、法人運営の安定化と自立を支援することで介護サービスのより一層の向上を図ると説明は受けておりますが、浅学非才の私には全く理解できません。また、多くの町民の方も意味不明で理解ができないと嘆いておられます。今まで順調な運営ができていたから、平成16年、17年に毎年500万強の町へ、そして、平成18年には約3,200万、平成19年には約8,100万、そして、平成20年以降、毎年約3,150万円もの寄附金をいただいております。それでもなお平成23年3月31日現在、伯耆の国の預貯金合計で約2億8,860万円有余の預貯金があるわけでございます。もちろん、それは経営努力等もあったということは私も承知はいたしますが、このような経営内容であり社会福祉法人の状況であるわけですから社会一般通念上、今、必要以上の経営拡大を図ろうとすれば、利用者の入所料金のアップ等、負担の懸念につながるおそれがあるような気がいたします。また、今以上の経営拡大を考えるとすれば、本当に社会福祉法人の課せられた使命を逸脱し、あってはならない商業主義に走る危険性があるように思います。

また、合理化の名のもとに職員の賃金を抑制し、劣悪な労働を強いられているのではないかと危惧いたします。本当に厳しい労働環境の中で、一般職員は懸命に入所者のサービスに汗しておられることはおおよそ想像できます。町政の寄与するところでありまして、杞憂であればと願わざるを得ないところではございますが、少なくとも担当の相当の利益があるとなれば、経営者も雇用された職員もそれ相当にウィンウィンの常識的な範囲での配分がされなくてはならないことは言うには及びません。

社会福祉法人の定義、目的は、社会福祉業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立した極めて公共性の高い法人で、しかも社会福祉事業の適正な実施と健全な発展を図ることなど、地域の社会福祉の増進を目的とするものです。したがって、極端な商業主義になってはならないと定義されております。

この土地売却のメリットは、町、町民にはありません。あえて処分するより今までのように毎年寄附金としていただく方がはるかに大きなメリットがあります。それは言うまでもなく、売却して約1億7,155万円を歳入に充てることで起債が終わるならまだしも百歩譲ることもできますが、しかしながら、計算してみますと起債残高が約1億6,000万円ほどの多額の残債となります。しかも、歳入約3,100万円からの寄附金の廃目となると、このデメリットの方が町としては予算の編成、あるいは町を運営する上においてもはるかに大きな痛手をこうむることになります。これは自明の理で労を待つまでもないと思います。そして、町長はゆうらくの施設

構造物を修理代等がかからないうちに無償譲渡することも明言され、町は手放した方が得になると説明されております。町の100%出資の社会福祉法人伯耆の国特別養護老人ホームの建物は、住民の税金を投入して建築した大切な財産でございます。社会福祉法人伯耆の国に無償譲渡することは、だれが聞いても不合理で理不尽な話であり納得できるものではありません。現に、南部町の指定管理に出す公の施設で大々的な利益が出ている施設は、ゆうらくを凌駕するものはない実態でございます。そうした金の成る木を手放す発想は、正気のさたではないと町民は怒っておられます。私も全く同感でございます。

加えて町長が社会福祉法人伯耆の国の理事にある立場でありながら町に申し出があったとし、すなわち自分が経営する法人の役員理事でいながら、それを町長が受け合い議会に提案するやり方は私化したものであり、道義的にもまことに理不尽な提案で筋道を通りません。社会の規範秩序にも整合しないと考えます。

以上、反対理由を申し上げまして、良識ある多数の議員の御賛同を確信いたしまして、反対討論といたします。以上。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 私は、この議案第20号に賛成の立場から発言をいたします。

いろいろお話が出ておりますけれども、南部町として重要なのは老人介護という問題に支障を来さないような、そういった町にするということで、これはもう皆さん重々御承知のことだと思います。以前は、県立とか公営でなければ、なかなか特別養護老人ホームといったようなものが成り立たない現状があって、それでこの旧西伯にできておった、有楽苑を、その後、町に移管をされたということで、その引き継ぎとして南部町はゆうらくというものを維持してきたわけです。もちろん、伯耆の国という別法人を立てて維持をしてきたわけですが、最近、この近隣の方でできるこういった老人介護の関係の施設、市営だとか市立だとか町立だとか村立だとか、そういうものはほとんどないわけです。みんな民間の社会福祉法人が設立をされて、そこが施設を建設をし、職員を確保し、経営をしておられるということで、この老人介護の施設介護、または訪問介護ですが、そういうところで町がみずから施設をつくってそのサービスを提供しなければいけなかったという時代は、もう既に終わっているのではないかというふうに考えます。そうであるならば、伯耆の国が自立を望んでおられる今このときに、それこそ本当に貴重な町の財産である土地1億7,000万という、相場よりももしかしたら少し高いかなというお金で売却をして、町にメリットがあるような格好での運営をしていく方が得策であるというふうに考えますので、賛成をいたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第20号、土地の売却について、反対する立場で討論いたします。

私は、賛成者の討論の中であると言われております、例えば独自の活動ができるために伯耆の国へ土地の売却が必要だとか、あるいは今言われたように民間が社会福祉、老人の介護のためにやっているとということだったですけれども、そういう理由なんだけれども、私は民間が事業をやっておられますね、老人介護の施設。これは法的なお金は使っておられません、補助金はありますけどね。独自に自分の自己資金で土地を求め、そして、施設を建設するということですから、それは当然、民間が運営されるのは当たり前の話だと思うんです。ところが、ゆうらくは全額ですよ、補助金も含めて町の財源で建てたもんです。それを一社会福祉法人にそれを譲る、その理由は一体何ですか。つまり、公のもんがつくったのを民間の一団体が譲ってください言ったら、それで、はい、どうぞというような、そんないいかげんなことで町の財産を処分することは決して許すことはできません。

それと、ここに売却のための理由がありますね、それは3点上がっております、大きく分けて。1つは、伯耆の国の経営拡大を図る。そして、法人経営の安定と自立を支援する。そして、介護サービスのより一層の向上を図る。この3点が売却の理由として上がっておりますね。

私は、ここで非常に疑問に思うのは、まず、伯耆の国の経営拡大を図るということなんだが、土地は町の財産であることが障害になるのでしょうか。私は、土地の利用についてですよ、こういうことはやったらいけない、こういうことはしてもいい、こういうことはだめですという、ちゃんとそういう契約というのは私は見たことがありません。つまり、老人介護の事業をやるならその土地を使ってください、これだけでしょ。なぜ、何かほかの遊技場でもつくるということをもくろんでるんですか。それならそういうことはあるんだけど、何で介護の施設の事業をやることについて町の財産が支障になるんですか。これも非常に大きな矛盾です。

2点目、経営の安定を図る。このようなことですが、町の土地が経営の安定に図られないということであれば、一般質問の中でも町長は言いましたが、つまり、グループホームを建設、グループホームは、これは伯耆の国の独自の資金でやるということなんだから、せめてそれで経営の安定を図るといふのなら、その土地だけでも買わせてくれないかということであれば、1つは考える予知もあるかもしれませんが、何で全面を求めることが経営の安定につながるのか、これも非常に理解に苦しむ。住民の皆さんに聞いても理解に苦しむ、理解できない、このように言っておられます。

3点目、介護サービスの向上とありますね。土地が町の財産でなくなればサービスの向上が図られる、一体どういうことですか、これは。こんなことを言ったら住民は怒ってますよ、何でこんなことを言う。つまり、植田議員が申しましたように、将来あの施設、建物ですね、これを無償譲渡する、いわゆる下地ですわ。このように住民の人も思っておられます。私は、このやり方非常に無理があるということ。

それと、ゆうらくは、今、公の施設ですから指定管理をしておりますね。26年までだったと思いますが、指定管理の期間中ですね。なぜその期間中にそんなことを契約違反じゃありませんか、これも。

それと、もう1点、売却するんであれば公の財産は入札が原則であります。何でゆうらくだけに売るといようなことをするんですか。つまり、町長イコール理事であるということ、この矛盾からこういうことが生まれているということ。このことを厳しく指摘して反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案20号、土地の売却についてでございますが、賛成の立場から討論いたします。

今、反対者る言われましたことは旧高齢者福祉が、施設が、また措置の場合であれば全部通ります。もうこの介護保険制度が始まりまして、これが措置の時代がなくなりました。それで、今、る言われました、亀尾議員が言われましたね、この土地について売却して伯耆の国が障害があるかどうかと言われましたけど、町には一つも障害はないと思います。お金が入ってまいりますけども。民間の伯耆の国の社会福祉法人の立場からいいますと、毎年県の監査が入りまして、これに対して指摘が入ってると思います。私は、そこの理事でもないし、評議員でありませんが、私も他の社会福祉法人の評議員しておりますがよく知っておりますけども、社会福祉法人の運営しております、自分の土地でないところに借地料って払う、これは理にないだって。やっぱり社会福祉法人というのは、それなりの基盤がなければいけないというので、これは前からたって、平成15年に伯耆の国が設立したということですので10年そろそろたちますが、10年間、県からいろいろ指摘があったと思います。また、これに対して大変悩んでおりましたけども、その当時まだそういう余力のお金がなかった。今回、私も知りませんでしたけど、2億何がしかの預貯金があると言われましたけど、100床の運営しとって2億円の預貯金というのは、これは若干少ない。ということは、それだけ処遇改善がなされていると思います。そういう感じでして、こう言われましたね、法人の運営の安定と自立の支援、もし伯耆の国がこの土地を取得した

ならば、その土地を担保にしてまたお金を借りられて、またいろんな事業展開できるんです。今、伯耆の国は何もない。そのような社会福祉法人は全国どこ行ってもありません。ただ、あるのは両町の出捐金でありました1,000万のみ。あと、担保物件が一つもない。このような社会福祉法人は、今、世界じゅうどこでもありません。伯耆の国は、何か本当、異常な形でして、本来ならばこの社会福祉法人、平成15年に両町から出捐したときにすぐ民間にしておけば、民間だったけど、その民間のときの何か方法があったかもしれませんけども、この社会福祉法人立ち上げるときに民間の金融機関からの貸し付けはだめなんです。法人立ち上げるときは自分の金でその法人立ち上げないけんというルールがありました、その当時。今は知りません。

最後、介護サービスのより一層の向上。我が南部町のこの高齢者福祉、地域福祉を一番担っているのは、今、伯耆の国なんです。これプラス、今度は子育て支援も入っているんです。そのような南部町の一番福祉の最先端を伯耆の国に担ってもらってます。そこを、一つの担保物件になるような資産を持つためにこの土地を買わせていただきたいと言われたのは理がかなってんです。それも、価格も1億7,000万、買った当時と同じ値段ぐらいで売ってんでしょ。それでもいいから買うって。そして、それを担保にして地盤を築いて我が南部町の地域福祉と高齢者福祉、また子育て支援にも、一番手が届いてかゆいところにこれをもとにしてやるという、大きな目的と構想のために。これはむしろ1億7,000万もらって、あとはいいよというぐらいに言って、そのかわり社会福祉を充実してねというのが、我が町の進むべきじゃないかと私は思っております。これに対して、確かに行政財産を普通財産にして売却する。我が町の普通財産がなくなりますけども、その1億7,000万ぐらい、これによって我が町の地域福祉、高齢者福祉、子育て支援が充実するならば、金にかえないすごい得るものが私はあると思います。また、それを伯耆の国に期待せないけんと思います。

そのように、またこれ公営って言いなっただけども、平成15年両町から出捐金出した伯耆の国は民間なんです、民間事業所なんです。だから、もっとやりたいけども、財産がないという不思議な団体でして、これを毎年3,000万近く町にもらってますけど、今、寄附金としてもらってますね。このときに寄附金というのがいいのか悪いのか、大変委員会でも論議になりました。この3,000万の寄附金払ってますけども、それよりも一気に払って自分の土地を購入して、それを基盤にしてまた発展させたいというのが意図です。これは町民がもっと喜ぶと思います。私は、それによって1億7,000万出してやった、それをもって地域福祉、高齢者介護福祉、子育て支援にもっと充実していただきたい。これは町長も強い関心で厳しい目で見て、これを充実するよう頑張ってもらえばいいことです。苦言があればどんどん言えばいいです。そのような



ことで、これはやっぱり土地を売却して、また違法だということを県から指摘されてると思います。これをなくすためにも、ぜひともこれを認めていただきたいということを申し上げて賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、土地の売却についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第22 議案第21号

○議長（足立 喜義君） 日程第22、議案第21号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

青砥委員長。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第21号、町道路線の認定についてです。

全員一致で可決するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第21号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第22号

○議長（足立 喜義君） 日程第23……（「休憩」と呼ぶ者あり）議案第22号、平成24年度南部町一般会計補正予算を議題といたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）もとい。（「休憩、休

憩」と呼ぶ者あり)

日程第23、議案第22号、平成24年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第22号、平成24年度南部町一般会計予算。

賛成多数で可決すべきと決しましたので報告します。（「議長、動議」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。再開は11時35分といたします。

午前11時08分休憩

---

午前11時35分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ただいま、亀尾共三君から平成24年度南部町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。この動議は、ほかに1人以上の賛成者がありますので成立しました。

まず、平成24年度南部町一般会計予算に対し、修正案を提出されました亀尾共三君から説明を求めます。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 平成24年度南部町一般会計予算、減額修正動議提案についての説明を申し上げます。修正項目にパソコンというか、機器で打たずに手で修正しておりますので、非常に見づらい点もあるし、汚いと思われると思うんですが、あしからずよろしくお願い致します。

さて、今、上程しました議案第22号、平成24年度鳥取県西伯郡南部町一般会計予算に対する修正動議について、提出者4人を代表して提案理由を申し上げます。

議案第22号、一般会計の歳入歳出ともに町長提案の予算に対し、1億7,155万7,000円を減額して63億5,844万3,000円とするものであります。

一般会計予算歳入。まず、16款財産収入、その中の2項財産売り払い収入1億7,155万7,000円を削減するものであります。

そして、一般会計予算の歳出について、2款民生費、第1項社会福祉費1億7,155万7,000円を減額して、10億2,165万8,000円とするものであります。

これはいずれもゆうらく土地売却による土地売り払い収入に伴う歳入減額1億7,155万7,

000円と、介護サービス事業特別会計への繰出金1億7,155万7,000円の歳出減額であります。

この減額理由について、理由はまず、1つ、ゆうらくの土地売却については、この土地は町有地であり、法人の運営にも借地であっても何ら問題なく、町として売却するメリットはなく、法人として土地を購入する理由がないと考えております。

2つ目、この土地は鳥取県立特別養護老人ホームの建てかえ用地として町が購入し、施設を建設して県から施設移管後、町が出捐して法人をつくり、施設を指定管理により町民や県内外の利用者によって利用される施設として建設したものであります。つまり、町が関与してつくった施設である。言いかえれば、町民の財産であり、一法人の財産にするものではないと考えております。

3つ目、町の説明では売却したお金で起債の繰り上げ償還を行うと言っていますが、売却した費用と起債の償還は別の問題で、今までの寄附金と売却額を合わせても約4億2,000万円しか町の歳入にはなっておりません。これで終わりとするなら、起債額の償還に遠く及ばないものであり、町の一般財源の起債で残額を今後は償還していくことになります。ちなみに、当初の起債額は約9億4,673万7,000円であり、国庫繰入額約4億3,243万7,000円、そして、NTT債を引いても起債元金が約5億1,430万円もあります。元金の償還にも満たないものであり、町の財政的メリットは全くない考える。

4つ目、次に、社会福祉法人は一定の財産を持つ必要があると町は説明していますが、土地については法人所有か、県や市町村などの地方公共団体の借地がふさわしいと明記してあります。現状は、土地代なしの無料であり、法人の運営にとっては理想的な状況といえるものであります。法人が多額のお金を出すこともメリットがないと考えており、そんなお金があるなら施設使用者の利用料などの減免や職員の待遇改善に努力するよう、法人に指摘することが本来の行政のあり方ではないでしょうか。

5つ目、次に、この土地を売却の後、町は施設を無償で法人に移管すると言っています。町民の財産である施設を無償譲渡する必要はなく、この土地売却はその前段の措置であると言わざるを得ません。

以上の理由から、予算の減額の修正動議を提出するものであります。十分な御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。修正案に対しての質疑ですので、提出者から答弁をお願いをいたします。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 1 点お聞きいたします。今の修正動議でございますが、もとは土地の売却の件ですね。ならば、さっきの議案 20 号、土地の売却についてが 20 号でありました。これは賛否両論ありましたけど、議会では賛成多数で可決されました。ならば、1 億 7,000 何ぼというのは売ってもいいという、議会は承認したことになりますね。ならば、その売った金はどういう場合は、この 22 号のあなたの修正にはどのように反映されますでしょうか。以上。

○議長（足立 喜義君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 確かに議案 20 号で、いわゆる土地、財産の売却だったかな、何か議題に上がっておりましたね。これが通ったので、もう売ることは決まったから今さらこの修正動議についてどう考えるかということでもあります。私は、この議案 20 号が通ったんですけども、しかし、売却の成立というものはまだしておりませんね。そういう段階ですから、この 20 号が通ったのがあっても、私はこれについては売却を再度検討する。その上で、この予算の修正を求めたものであります。

○議長（足立 喜義君） 9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 売却は、まだ売ってません。成立してませんが、議会の議決はしてんですよ。議決をした重みというのは、ほんならどう考えておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 議決はしたんですけども、契約はまだやっております。そのことであります。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

10 番、石上良夫君。

○議員（10 番 石上 良夫君） 以前から議会運営ですべてというか、今まで反対された議案に対して可決された部分についてもまた新たな反対が出てくると。どうも議員として認識がおかしいのではないかと思います。議決された議案について尊重というお気持ちはありませんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 私は、議案について議決したことについては無視することはありませんが、しかし、先ほども答えたように契約はまだ成立しておりませんので、それを重んずることを申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 10 番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 再度、質問してみたいと思います。修正動議を出されるなら、まだ議決されてない部分について動議出されることが普通だと思いますが、それはいかがですか。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど答えたとおりであります。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。このことは先ほど議員の皆さんが言われましたけど、議案第20号で土地売却については議会の中で議決ができておるわけです。それに基づいて執行部は速やかに事業を推進していくことですから、やはりこの問題についてはおかしいと思うんですね。だから、この売却ということはもうできておるわけです、議会としては、可決しておるわけですね。この可決に基づいて、執行部は次の契約の手順に入られるじゃないかと思います。ですから、速やかにこの可決された時点で執行部は速やかに契約に入ってくださいということだろうと、私は思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 基本的な認識について伺いたと思います。今回、修正動議を出されたわけではございますが、議会の議決事項について、私は議決された部分は行政はもちろん、議会としてもその案件の目標に向かって皆さんで協力して向かっていくということで、町民の皆さんもその議案に対してしっかりと御協力いただいて、町政の発展につなげることが必要だと思っておりますが、その議決された部分で議案に対しての積極的な協力姿勢等の基本的なお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどから何度も答えていることですので、同じ答弁になります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 議決はされたけれども、契約がまだだということでその部分と食い違いといいますか、違った修正案ということを申しておられますが、そうしますとほかの支出予算とかも契約にかかわるものというのが非常にたくさん入っておりますが、それも全部契約が済んでないからどうのこうのということになりますと、予算そのものが成り立たないんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） いわゆる予算の中で上がってるもので、修正案以外のものについては、それについては別に修正することはないんですが、この大きな議案の金額については非常に納得がいかない。私は反対するという、そういう立場から修正動議を出してるわけです。

それと、もう一つ、ほかの上がってる分でどういう問いだったかな……（発言する者あり）予算はこの修正動議を出したこの分を修正すれば、ほかの項目については、これは通るといってぐあいに私は思っております。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） やっぱり亀尾さんが言われたのは少しおかしいなと思います。

議案第20号で土地の売却というのが議決されて、それを受けて次の議案が出るわけでありまして、例えばこれが議決されていますので、当然予算案というのはそれを踏まえたものというぐあいになります。ですから、少しやっぱり無理があるのではないかなと思います。もし、出されるならこの議案第20号を出す前に一般会計の修正動議を出された方がよかったのではないかなというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。（発言する者あり）4番はいけん。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 亀尾さんに聞いておるんですから。

○議員（4番 植田 均君） いいですか。（発言する者あり）いや、共同提案者ですから。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前11時52分休憩

---

午前11時52分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

提出者が亀尾議員でありますので、賛成者だなくして提出者の方に答弁をお願いをいたします。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この修正動議というものですが、議案が提出された時点で修正動議を出す、これが常道だと思います。その辺から、22号が上程されたときに動議として出したわけでありまして。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議員（6番 杉谷 早苗君） 発言中です。私、ちょっと先ほど亀尾さんの答弁の中で疑問に思ったことがあります。ここの修正をしてということの動議出されて、あとのことはいいんだとおっしゃるということは、あとの予算は全部自分たちは可決する。要するに、これができたら反

対するものはないんだ、一般会計予算の中ではないんだというふうにおっしゃった意味合いなん  
でしょうか。その辺のところお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この土地の売却に伴う収入と、そして、歳出について修正  
動議を出しましたが、あとの分にはすべてよし、そのようなことは思っておりません。ただ、こ  
れが非常に町の公有財産についての売却に伴うものでありますので、この部分について修正動議  
を出したということであります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今の御答弁をお聞きいたしますと、これを出しても、でも、これ  
は否決するというようなお考えをお持ちということを確認いたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何回も申し上げておりますが、つまり、町の公有財産を売却する  
ときには20号でありました、そのときも反対いたしました。

それで、一たん売却したものを買い戻すなんていうことは恐らくできないと思います。そうい  
う中からこの予算を削減していくということであって、ほかの問題点もあります。でも、あえて  
これを取り上げて修正動議を出したということであります。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時54分休憩

---

午後 0時03分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に執行部提出案ですね、賛成の者の発言を許します。（「原案に賛成」と呼ぶ者あ  
り）原案に、もとの予算に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第22号ですね、24年度の一般会計です。これは総額が歳  
入歳出それぞれ65億3,000万円が計上されています。

歳出は、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、  
災害復旧費、公債費、そして、予備費から構成されています。

主なものを簡単に取り上げてみますと、総務関係では地域防災計画、防災マップ改定事業として800万円。企画の方といたしましては、太陽光発電システム等で600万4,000円、それから、定住化促進で780万、コミュニティバスの運行事業で2,469万5,000円。町民生活費では、公設民営化の保育園運営事業として1億8,288万8,000円、保育料軽減事業として2,000万円。

これらのものが上げられているわけでありますが、この予算案は4月1日から施行されるわけでありますが、すべての項目、事業は町民生活の推進、町政の推進と町民の幸せのために不可欠なものであります。よって、私は、今回提出されました平成24年度の一般会計予算に対しては賛成であります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんね……（発言する者あり）原案及び修正案に反対、すべて反対……（発言する者あり）反対者なしですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、原案、執行部提出案に賛成者の発言を許します。（発言する者あり）

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 議案第22号に賛成の立場で討論いたします。

24年度当初予算につきましては、原点に立ち返っていろいろ検討してまいりました。

歳入65億3,000万円の中で、国、県に頼らず町独自に収入できる財源は27.3%、約17億8,000万円です。国、県に依存する財源は約72.7%の、47億5,000万円あります。

国の財政運営で国、地方の合計した借金が1,000兆円と言われておりますが、国の社会保障費が年間1兆円自然増があると今積算されております。

南部町でも歳出を目的別に見ると、社会保障を中心にした民生費は31.7%の、約20億7,000万円。前年度比較約1億6,600万円の増であり、大きく伸びております。一方で、総務費、公債費、教育費、衛生費、農林水産費、土木関係は68%の、約44億6,000万円、特に総務費は前年度比約8,200万円の減、公債費も2億4,000万円の減となり、財政運営上、明るい展望が見える当初予算の編成であります。

平成26年度で合併後10年を経過し、合併算定による交付税の減額が現実が始まる中、これからもさらなる財政運営の厳しさが求められるときに今求められるのは、南部町の特徴である定



住促進対策を力強く進めることが重要と考えております。

新年度予算の中で、特に特徴的な施策といたしましては、我が町南部町を広く広報するために歴史的な古事記1300年編さん事業を中心とした積極的な予算配分。一方では、人件費の抑制も合併後継続されており、将来町を担う若い世代に責任を持って引き継ぐことの足固めができるものと考えております。

2008年から2011年にかけて、司法書士による住民票等の不正取得が全国で1万件以上発生し、個人の尊厳、情報が大きく失われました。

我が町南部町は、全国、また鳥取県におきましても、早期に不正取得防止に役立つ施策が予算化されております。この施策につきましては、行政の努力も大きく認められるものでありまして、本議案について賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この一般会計予算の修正案に賛同する立場から討論を行います。

先ほども申し上げましたが、このゆうらくの土地をなぜ今売なのかということを申し上げました。これには非常に問題がある。行政財産を普通財産にして売ということ、まず。それを強行しようとしていること。なぜここで町の財産である行政財産、土地を売ってゆうらくに今ここで渡さなければならないのか。町としては何もメリットがないんじゃないかというぐあいだと思います。

それと、この土地をゆうらくに売った後の問題でございます。福祉法人が万が一解散するときには、この資産は国のものになります、という規定がございます、というか、なってます。（発言する者あり）

それと、用地の売却は建物と同時が妥当ではないかと。なぜ、先ほども言いましたが、土地と建物分けてする、急ぐのかということが問題だと。

それと、行政財産を普通財産にしても入札が原則であるということ。（発言する者あり）

それから、建設費の約21億円のを今まで寄附金という形で23年度の予定額を加えまして、4億2,000万円で建物を最終的に無償譲渡するということになれば、そういう中身が入ってるということを申し上げまして……（発言する者あり）この中身が入って、これに、修正に賛成をいたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。（発言する者あり）

休憩します。

午後 0 時 1 3 分休憩

---

午後 0 時 1 7 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

これをもって討論を終結します。

議案第 2 2 号、平成 2 4 年度南部町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する亀尾共三君ほか 3 名から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。修正案は、否決されました。

次に、原案について、起立によって採決をいたします。

原案に賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。したがって、議案第 2 2 号、平成 2 4 年度南部町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 1 3 時 1 0 分であります。（発言する者あり） 1 2 時……（発言する者あり） 2 0 分、2 0 分でいいや、1 3 時 2 0 分であります。

午後 0 時 1 8 分休憩

---

午後 1 時 2 1 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

4 番、植田君。

○議員（4 番 植田 均君） 午前中の議案の中で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。

議案第 5 号の住宅資金貸付事業特別会計ですけれども、反対理由の中で執行部の説明が不十分と言いましたが、これは事実でなかったことを認め訂正いたします。

それから、議案第 1 7 号では、放課後児童クラブの条例ですが、旧条例が料金の設定がなかったというようなことを私が言ったようでして、それも事実と違いましたので訂正いたします。

○議長（足立 喜義君） 前へ進みます。

---

#### 日程第 2 4 議案第 2 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号、平成 2 4 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 2 3 号、平成 2 4 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 3 号、平成 2 4 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 2 5 議案第 2 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 5、議案第 2 4 号、平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 2 4 号、平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第24号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論します。

そもそも、この後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者だけを集めて、医療費が高くなれば保険料も高くなるという世界に例がない制度です。鳥取県下の市町村で構成する広域連合でも、既に基金を使い果たすような状況になっています。国民健康保険にしる、介護保険にしる、障害者自立支援法にしる、財源をどこに求めるかが一番の眼目です。

私は、1つには、大企業、大資産家への新たな減税を重視し、軍事費、大型開発、原発関連予算、政党助成金など聖域を設けず、歳出のむだにメスを入れることと考えます。

2つには、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革、これまでの行き過ぎた減税を見直し、欧米で検討されている富裕層への課税強化を進めるべきだと考えます。

3つ目には、国民全体で社会保障の抜本的拡充の財源を支えるため、所得に応じた負担を求める税制改革を行うべきと考えます。

以上の理由から、この後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求め反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、議案第24号、後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

この制度は、民主党政権のときに後期高齢者医療制度を廃止するというで政権が変わりましたが、実際、現在まで後期高齢者医療制度というのは存続しております。それは、これにかわる制度が今いろいろ論議はされているけど、すぐにはならないというのが今の現状で、国の制度で今行っているわけでございます。ですから、私ども南部町だけでこれを否決するというようなものではございません。ですから、先ほど政党助成金等いろいろなものがありますが、これは国政の問題でございますので、一応、後期高齢者医療制度という制度にのっとって行うべきであろうということを考え、私は賛成をするものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 6 議案第 2 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 6、議案第 2 5 号、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 2 5 号、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告します。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後 1 時 2 9 分休憩

---

午後 1 時 3 3 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ただいま、亀尾共三君から平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算の修正動議が提出されました。この動議は、ほかに 1 名以上の賛成者がいますので成立をしました。

まず、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算に対して修正案を提出された亀尾共三君から説明を求めます。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算修正動議の説明いたします。これは数字の書きかえのところで、事務機器ではなくて手書きで書いておりますので読みづらい面もあると思いますが、よろしく申し上げます。

上程されました議案第 2 5 号、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算に対する修正動議について、4 人の提出者を代表して提案理由について説明いたします。

議案第 2 5 号、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出とも町長提案の予算案に対し、1 億 4, 0 0 3 万 9, 0 0 0 円を減額して 3, 1 5 1 万 8, 0 0 0 円と、前年度当初予算と同額を計上するものです。

介護サービス事業特別会計予算の減額、増額は、ゆうらくの土地売却に伴う一般会計歳入と、介護サービス事業特別会計繰出金、歳出による介護サービス事業特別会計、歳入の一般会計繰入

金1,715万7,000円の減額と、寄附金3,151万8,000円の増額、歳出1億4,003万9,000円の減額により3,151万8,000円とするものです。

この介護サービス事業特別会計は、ゆうらくから寄附金の名目で受け起債返還に充てている。先ほどの一般会計の予算の動議でも指摘しましたが、今までの寄附金と土地の売却代金を合わせても約4,200万円にしかならず、起債の残額、元金約1億6,000万円には大きく不足しております。また、町長提案の予算案は、寄附金の廃目整理をして24年度で終了しようとしている。

以上の理由から、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算の減額及び増額の修正動議を提出するものです。十分な御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。修正案に対しての質疑ですので、提出者から答弁をお願いいたします。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議長、これ議案25号も堂々と議案に、ここに出されましたということはこれでやられると思いますけども、これは却下していただきたい。なぜならば、表見てください。議案第25号、云々から歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3万1,518円なんです。こういうことは今の説明で一つもなってません。ということは、もう完全こういうことはおかしい。これ、取り下げていただいて、これなしにしてもらった方がいいと思いますよ。議案にならん。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 訂正をいたします。25号で先ほど質疑がありましたが、このところで単位が千円という「千」の字を抜かしておりましたが、これ訂正して3,151万8「千」を入れていただきたい、このことで修正をいたすものであります。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後1時38分休憩

---

午後1時39分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

質疑を……。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今、細田議員から指摘がありました。金額が間違っています。撤

回という意見が出ましたが、私もそれに賛成であります。以上。

○議長（足立 喜義君） 提出者、どうですか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほども申しあげましたように、こちらの手違いで単位のところに「千」を、円の前に「千」を書き加えるのが落としておりましたので、改めてここで「千」を入れることでよろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後1時40分休憩

---

午後1時44分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

質疑……。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1つ、質問させてください。賛成された3人、今こうやって動議出しておられますけれど、皆さんはそれに賛成されたということです。この賛成に対して一言ずつ理由を述べていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 代表者にということで。（発言する者あり）提出者……（「なし、なし」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）今、再開しておりますので、ちょっと私語は慎んでください。

これで質疑は終わりますということです。

これから討論を行います。

先ほどと一緒です。まず、原案、執行部提案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、原案及び修正案に反対の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、原案、執行部提案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 大変不手際で申しわけありませんでしたが、言われるとおりで千

円を書き込みミスしたというのはちょっと問題です。そこは認めます。しかし、今回なぜ私たちがこの修正動議を出したかといいますと、先ほど来ずっと土地の売却、一般会計で町民の利益と、それから法人の利益、両方から見てこの土地の売却はおかしいというふうに考えたからであります。社会福祉法人の……（発言する者あり）はい。（「議決になったことを……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）言ってもいいですがな。社会福祉法人の基本財産の要件というところがありまして、社会福祉法人は社会福祉事業を行うため直接必要なすべての物件について所有権を有していること、または国もしくは地方公共団体から、貸与もしくは使用許可を得ていることが必要です。なお、社会福祉施設の不動産のすべてが、国または地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けている場合には、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。いろいろあるんですけども、今、伯耆の国は1,000万円の出捐金で基本財産を持っています。それで、一方で土地、このゆうらくが建ってる土地は行政財産ですから町が直接管理していて、伯耆の国の成り立ちからしてちゃんと両方の関係が今現在あるわけですね。だから、独占的に利用している、優遇されている状態で、まことにこの土地を買う必要など全くないわけです。それをなぜ……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、行政財産ではありませんので、その部分は訂正して……。

○議員（4番 植田 均君） もともと行政財産、もともと行政財産。

○議長（足立 喜義君） 訂正して話してください。

○議員（4番 植田 均君） そういうことですね。ゆうらくがわざわざ、資産形成のためとかいうようなこと言っておられますけども、実際はそういうことではないということになるのではないかと私は考えて反対をする……（発言する者あり）この修正動議に賛成するものであります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

議案第25号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する亀尾共三君ほか3名から提出されました修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について、起立によって採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕



○議長（足立 喜義君） 起立多数です。したがって、議案第25号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第26号

○議長（足立 喜義君） 日程第27、議案第26号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第26号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算については、賛成多数をもって可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第26号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に対して、反対する立場から討論いたします。

この住宅資金貸付事業は補正でも申し上げましたが、借り主が基本的には償還するのが原則であります。理由は同じになりますが、高齢者等いろいろ諸事情はあるとは思いますが、国の直轄事業であるこの事業につきまして、町税を納入するということに対して反対するものがございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案の26号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

確かに雑賀議員言われたように、借りたものを返すのは借り主というのが当然の責務だというふうに思います。この貸付金については、国の方の法律も既に終わっておりまして、これからは返していくということを国の方から町の方に移管されたということで、この予算会計は残していかなくちゃいけませんし、これをすることによって今まで町の方で一般会計から補てんした部分の軌跡も残していきながら、この予算の流れをちゃんと持っていっておかないと今後のこともあ

るのではないかなと思ひ、これは賛成すべきだと思いますし、大変ですけど、この徴収については職員の皆さんも頑張って対応していただきまして、少しでも償還がスムーズに行くような形で御努力、御尽力をいただきたいということをお願いして、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議案第27号

○議長（足立 喜義君） 日程第28、議案第27号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第27号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算については、全員一致可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第27号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 9 議案第 2 8 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 9、議案第 2 8 号、平成 2 4 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 2 8 号、平成 2 4 年度南部町墓苑事業特別会計予算。

全員一致可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 8 号、平成 2 4 年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 3 0 議案第 2 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 0、議案第 2 9 号、平成 2 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 2 9 号、平成 2 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第29号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に反対するものから討論を行います。

この議案は、後で出てまいります議案第30号、31号と同じ下水を処理をする施設でございます。農業集落排水事業につきまして、私はこの議場におきまして毎回分担金の問題、それから、使用料の問題で、接続率が非常に毎年1%程度しか増加をしてないと、この3年間ぐらい1%程度しか増加してないということで、何らかの対策をとるべきということを主張してまいりました。本年度の平成24年度の予算につきましても使用料、分担金等については改善の予算もございません。改善をした方がいいじゃないかといえば、この分担金についてはもう条例で決まっているのでこれはいたし方ない。前に払った者との不公平が出るということですけども、やはりこれができてからもう何年も経過してこの接続率が増加しないということを打開するためには、何らかの手だてを打たなければ無理だと思います。特にいろんな問題で高齢化社会、それから、今、非常に経済が疲弊をしております。その中で、非常に多額の負担金を支出するのは困難だという方が残ってるのではないかとこのうぐあいにも思っております。ならば、私、12月議会まででも、例えば住宅リフォーム助成制度のようなものを創設して、その制度がこのようなものにでも使えるよということの提案をいたしましたけども、これについては町長の答弁ではないと、住宅リフォーム助成制度は創設しないということでしたので、それならば、やはりこの農業集落排水事業の接続率をアップするための対策を何らかでとるべきで、何らかの対策がこの予算書にはないということで反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、議案第29号の農業集落排水事業特別会計の予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

先ほど分担金が高い、そして、接続率が悪いから反対だという話もございました。しかしながら、中山間地では下水道に設置するまでにトイレ、あるいはふろ場というのが家の奥の方にあるんですね、それを引っ張るのにすごくお金がかかる。ですから、なかなか下水道まで引っ張れないというのが今の現状もあるわけでございます。ですから、分担金が高いからできんのだとかいうだけの問題ではないと私は思っておりますし、なかなかその一家庭で、中山間で家屋敷が多い方は接続するまでに200万、300万というお金もかかるわけです。それはトイレならトイレだけをかえるわけではなくて、その水回り全部、流しもかえていかなければいけないというよう

な状況になりますので、なかなかすぐには飛びつけないというのが今の現状であります。確かに接続したいというやまやまあるんですけども、そこまでお金がかかり過ぎるといふのがあから断念せざるを得ないので、接続が少し少ししか上がってないというのが今の現状ではないかなと思います。ですから、私はそういう状況も踏まえた中で、この24年度の農業集落排水事業の特別会計につきましては賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第31 議案第30号

○議長（足立 喜義君） 日程第31、議案第30号、平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第30号、平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決したので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第30号、平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に反対する立場から討論を行います。

これは先ほども申し上げましたが、下水を処理する施設で環境保全には非常に寄与をしているというぐあいに思います。ならば、やはりどうにかしてこの接続率を、浄化槽の設置率等を上げるための方策を考えるべきであり、予算上その措置がしてないということで反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。私は、この議案第 3 0 号について、賛成の立場で討論いたします。

理由は、先ほど議案第 2 9 号で仲田議員の方から話があったとおり、こちらの議案についても同じことだと思いますけれど、それに追加して先ほど雑賀議員も言っておられますけど、接続率増加のための分担金とか使用料、条例をとということだったんですけど、私はやっぱりこの条例というのは国でいえば法律、それぞれ決められたものを国民が守り、また町については町民が守っていく。これは何かというと、なぜあるかということ、平等性を一番に考えたものだというふうに思います。過去、最初に条例を決めて、そこでずっと金額を、分担金を払っていく。ただ、接続率が悪くなったからそこで下げるということは、やはりこの平等性からは欠ける。それをなくするための条例というものがあるのではないかなというふうに思っております。接続率については、職員の皆さんの方でいろいろと接続に関しての説明を回っておられたり、少しでも、1%であろうとも接続は順調に、順調に伸びているというふうに思っております。引き続き接続については、接続に協力を、行政をお願いをしていただきまして、この議案について賛成の立場で討論とします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 0 号、平成 2 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 2 議案第 3 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 2、議案第 3 1 号、平成 2 4 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 3 1 号、平成 2 4 年度南部町公共下水道事業特別会計予算は、賛成多数で可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第31号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算に反対する立場から討論を行います。

これは29号、30号、31号と同等の下水を処理する議案でございます。ずっとこの下水道を処理する議案で申し上げてきましたけども、この分担金等は条例で定まっておりますが、条例等は1回つくれば変えられないというものではないものであります。それにあわせて無理があれば改正していく、私たちもこの分担金等のいろんな条例、いい条例に改正されれば賛成をしたいというぐあいに、接続率が上がるような条例があれば賛成をしてみたいんですけども、今現在、この条例についてそういう改正案等がありませんので反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第32号

○議長（足立 喜義君） 日程第33、議案第32号、平成24年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第32号、平成24年度南部町水道事業会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。私は、この議案第32号、平成24年度水道事業会計予算について、反対する立場でお話しします。

この予算書を見ますと、収益的収入及び支出では、これはペイというか、同額なんですけども、いわゆる資本的収入及び支出でかなりの苦しい部分があるということなんです。私は、今この予算に対して町民の暮らしはどうなのかという観点から、やはり考える必要があるんじゃないかと思うんです。

現状をいろいろ見聞きますと、景気の低迷のもとで所得が減って多くの世帯は家計のやりくりで苦心をされておりますね。そういう中ですから、料金値上げの改定によって負担増が家計に大きな打撃を与えているところ。特に私も利用しております上水道ですね、これが非常に大きなやっぱり負担になっている。私のように老人といいますか、年寄りが2人住んでいるところは洗濯の機械も一定のあれがあるんですけど、特に小さな子供さん持たれる方、そして、現役の仕事についておられて作業で汚れる方のための洗濯が非常に大きな水道の料金の負担がかかっていると、そのようなことを聞いております。私は、先ほども言いましたように収益的収支に、やはりこれにも一定の支援を出して、そして、暮らしを支援していくということをやっぴりやるべきだ、このように思うんです。

町長はよく言われるのは、この町に住んでよかったなという、そう思える町にしたいということなんですが、私は基本であります水道料金、これについてはそれだけ一定の支援をすべきだ、このことを主張して反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第32号、水道事業の会計でございますが、これ賛成の立場から討論させていただきます。

これはまず、合併当時から水道料金の統一、また水道統合のいろんな大きなハードルがありまして、今の真壁課長のおかげをもちまして住民にすごい説明していただきまして余りそんな反響なかったと。住民がある程度仕方なく納得されたところもあろうかと思いますが、支援が必要と言われましたけど、この特別会計に一般会計からはちゃんと繰り出し基準に基づいた支援はずっとしております。それ以上の支援をするということになれば、繰り上げ充用とか、法定外繰り入れなんかせないけんやになりますけど、そういうことをしたら結局はまた住民にはね返ってくる、そのような会計でございまして、まだいつだったかね、平成21年か22年、水道会計が



プラマイ・ゼロでちょっとよんなったときがあったです、あの猛暑のときで。水道水を使えばもうかるっていえばおかしいですけど、よんなるんです。けど、今、亀尾議員が言われました洗濯の全自動とか物すごい節水の機器が世のちまたに広がりまして、また水道使う人はだんだんと水道水が節水型になっとなって、水道料金が上がってこないというようなふうになってまして、水道料金が大幅、若干前年度と比べて少なくなっております。そういうこともあります、健全な経営をしておられます。

今度は統合計画に対して、さらなる課長の奮力を御期待申し上げまして賛成といたします。

(発言する者あり)

○議長(足立 喜義君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、平成24年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立 喜義君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34 議案第33号

○議長(足立 喜義君) 日程第34、議案第33号、平成24年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長(青砥日出夫君) 議案第33号、平成24年度南部町病院事業会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長(足立 喜義君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員(4番 植田 均君) 平成24年度南部町病院事業会計予算に対して、反対の立場から討論いたします。

管理者には大変御苦勞をいただいております、反対するなどということは大変……(発言する者あり)申しわけないんですけども、私、この予算書を見まして、前から言っておりますけれ

ども、県の利子補助、利子補助、これが4,086万5,000円です。鳥取県の自治体病院補助金交付要綱は、同額を町も出さないというのがこの要綱の立場なんですね。それを一般会計で言わなければいけなかったんですけども、あえてここで、言うところがなくなってしまったので言います。病院は繰り入れを行って健全経営をしてほしいということです。

それから、2つ目には、室料差額、差額室料を上げられましたけども、これはやっぱりきちんと町が責任、その同額の補助金を繰り出しておればこういうこともせんでよかったということがあります。

3つ目には、ことしの駐車場整備で950万、これも職員の抛出でつくろうかという計画のようですが、やはりこういうことも町の責任できちんとやるというのが町の立場。

ですから、病院が憎くて言ってるわけではございませんので、よろしくお願いします。これで反対討論いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 病院会計については、賛成討論いたします。

今、共産党の植田さんがすごいエールを送っていただきまして初めてでございますが、よろしく願いいたします。本当に頑張っていたいております。

県の利子補助の件は毎回これ言っておりますが、県は半分補助しております。町は、町に余裕があったら出してねという根本のがありまして、いつだいは足らずまい、本当にえらかって町も苦しい中出していただきました。町も絶対出ないけんという条例ではありません。

それと、室料差額の件も前からと言われておりますが、室料差額というのは例えば手術した後、すぐ入らないけんときは室料差額取りません。本人が自分はみんなと4人、2人部屋、3人部屋、嫌だ、自分だけの私用もしたい、個室に入りたいという人だけ、そんなときはちゃんと料金明示して納得の上、入っておられます。また、この室料差額は、他の病院と比べてもそんなに高くはない、安い方であるという認識しております。

また、今回この病院会計、また、新しい院長も迎えまして、がん征圧に向けて本当に一生懸命やっておられます。これについて、私たち議会も本当に応援しておりました。がん征圧宣言の町南部町、議会全員一致で可決いたしましたし、アミノインデックスのようにがんリスク検査、これも他町、全国でも市町村がこれをやるということは初めてです。そこから少しずつ南部町、西伯病院のイメージがだんだんとアップしております。いろんなちまたに聞いてみますと、西伯病院ってすごいねという声をたくさん聞きます。

私もこんなことで大きな声でと言ったらいけんですけど、アミノインデックス受けました。本当はセーフでよかったと思うんですけど、あれなんてってやなものが出まして、これもこのインデックスのおかげだないかなと思っております。早速、いろいろ検査してまいります、そういう先進的なこととして早期発見して、ほんに元気になって、町民がまた生き生きと元気になれるよう、この新しい院長を迎えて院長が来てよかったね、西伯病院が変わったねと言えるようにみんな協力していきたいと思えます。

この予算については、そういうことで賛成いたします。管理者、部長、頑張ってくださいと思います。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 3 号、平成 2 4 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 3 5 議案第 3 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 5、議案第 3 4 号、平成 2 4 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 3 4 号、平成 2 4 年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

全員一致をもって可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託をいたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 4 号、平成 2 4 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開は2時50分であります。

午後2時22分休憩

---

午後2時50分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

---

日程第36 陳情第1号

○議長（足立 喜義君） 日程第36、陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書の審査結果を御報告いたします。

本陳情について当委員会では、現状、非常に憂慮すべき状況にあり、全員一致をもって本陳情を採択して意見書を提出すべきと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 3 7 議案第 3 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 7、議案第 3 5 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第 3 5 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思いますけれども、本議案につきましては、平成 2 4 年の 2 月 2 9 日に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が可決をされました。

これまで見送られておりました平成 2 3 年の人事院勧告の内容を含んだ当該法律が施行されることとなったため、一般職の職員給料表を人事院勧告の内容に合わせて改定をいたすものでございます。

改定内容としましては、職員の給料月額を平均 0. 2 3 % 引き下げるもので、民間の給与水準を上回っている 5 0 歳代を中心に、4 0 歳代以上を念頭に置いた引き下げとなっております。

ちなみに、1 級、各号、それから 2 級、1 号から 7 6 号まで、3 級の 1 号から 6 0 号まで、4 級の 1 号から 4 4 号まで、5 級の 1 号から 3 6 号まで、6 級の 1 号から 2 8 号までにつきましては据え置きとなっております。

ちなみに、額で申し上げますと、2 級の 7 7 号では 3 0 0 円。それから、1 2 5 号では 1, 4 0 0 円の減額。3 級でいいますと、6 1 号では 3 0 0 円の減額でございます。それから、1 1 3 号におきましては 1, 7 0 0 円の減額。それから、4 級の 4 5 号では 4 0 0 円でございます。4 級の 9 3 号では 1, 8 0 0 円のマイナス。5 級の 3 7 号では 4 0 0 円の減額。それから、8 5 号の場所では 1, 9 0 0 円の減額。6 級の 2 9 号では 4 0 0 円でございますが、7 7 号では 2, 0 0 0 円の減額というような金額になっておるところでございます。

この条例の施行日は、2 4 年の 4 月 1 日といたしておるところでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 人事院勧告に伴う給与の減額ということですが、４０歳代から５０歳代を念頭に置いたということで、この年齢層というのは子育て世代の一番お金のかかる世代ではないかと思うんですけども、ここに一番減額の、どの程度の減額が号給でいえばこのあたりになって、減額ではどの程度になるのかというのが１つ目の質問で、２つ目には、南部町職員のこの勧告を実施した場合の総減額高が幾らになるのか、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） ４０代以上のということでございます。内容につきましては、先ほど副町長の方の説明でそれぞれ３００円から１，７００円とか、４００円から１，８００円とか申しております。そういったこれは月例になりますけども、給料でございます。これに１５．９５を掛けると年額になります。はね返り部分については省略しますが、低いところで４，７８５円ですね、年間その程度から、６級の一番高いところでいきますと３万１，９００円が年に影響するところでございます。４０から５０というのが、その部分が民間ベースよりも高いところということになりますので、そこの辺の修正をかけたというものでございます。

それと、もう一つは、影響額ということでよろしいでしょうか。

○議員（４番 植田 均君） はい。

○総務課長（森岡 重信君） 今現在おります職員での計算ということになります。数字でいきますと１０５万８，０００円を予定をしております。５５名ほどになりますので、平均に直しますと１万９，２００円程度になろうと思います。ただ、これは平成２４年度からになりますので、額としては若干下がってくるのかなと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 確認ですけども、先ほど総減額が１０５万８，０００円で５５名ということは、先ほど影響の出ない方もあるので、結局、対象になるのが５５名という理解でよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） ５５名がその対象になるというとらえ方でございます。

○議長（足立 喜義君） １３番、亀尾共三君。

○議員（１３番 亀尾 共三君） １点だけ教えてください。平均の減額率が０．２３％ということだと説明があったと思うんですが、平均ということは、つまりもっとこれより率が高い人、低い人がいると思うんですが、率が低い人、高い人は幾らでしょうか、最高、最低の。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 率でいいますと、最低は3級、61号が0.091%となっております。それから、高いところでいきますと、5級の85号、これが0.472%になります。1000円単位でまとめますので、その部署、部署でこの金額は違ってまいります。基本的に級の低いところは0.103だとか、0.091だとか低くなっていますけども、給料の号給の高いところは0.47なり、0.46なりの数値となっております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 一番低いところは例えていうと、この表で見ますと1級がずっと下がって見ますと、どうも改定がないようですね。そうしますと、2級であるかないかわかりませんが、一番影響額が低い人は、現行の給料からですよ、一番低い人はどれだけその差があるのかということと、一番高い人がどれだけ差額が出るということとということがわかればお聞きしたいんです。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 先ほどの話の、副町長の方がしておりますて、2級の76までは影響はございません、77から影響がございます。そのときには300円、パーセントにしますと0.103%の減ということでございます。それから、表の中でいきますと、6級の77号というのが2,000円の減額になります、これが0.471になります。ただ、これは該当者が町にはおりませんので、表の上での差ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 人事院勧告に沿った平均の0.23%の減額ということですが、40歳から50歳代というところを念頭に置いて減額をしたということで、民間との比較でここが公務員として高い層なんだということですが、民間との比較をすれば何といたしますか、結局、給料の引き下げ競争、デフレスパイラルという状況になると思うんです。南部町の町内の経済を考えたときに、公務員の給与というのは民間と比べれば高いかもしれませんが、社会的にお金が循環するという大きな原資を持っておられるといたしますか、南部町経済にとっては大きな職場でもあり、財源を回す人たちだと思っております。子育ての点から見ても、40代、50代

というのは一番お金のかかる世代だということで、人事院勧告とはいえ、職員組合との合意もあったようですが、私は引き下げはやめるべきという立場で反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、この議案第35号、南部町の職員の給与に関する条例の一部改正を賛成の立場で討論を行います。

先ほども植田議員の方から話がありましたけれども、人事院勧告に合わせて改正するということですので、今、経済情勢が低迷している中で公務員に対する給料批判がすごくあるわけですので、ですが、職員も頑張っていておられるわけですので、40歳代から50歳代にかけて中心となって、皆さんにこの減額ということであろうかと思いますが、先ほどもありましたように人事院勧告に合わせて、それにのっとって減額をしていただきたいということで、大変職員に対しては御迷惑をかけるかもしれませんが、私は、特にこういう給料を下げるということに対してなかなか難しいかもしれませんが、ぜひ御理解をいただいて町民の皆さんに納得してもらうような格好で、この条例の一部改正に賛成するものでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、いつもこの職員の給与改定については述べているんですけども、歴史の発展法則というのは生活文化が前進していくというのが、これが正常な歴史の発展の過程なんです、法則なんです。ところが、今、政府がやっております公務員の削減、これは国家公務員ですが、公務員の削減、そして、また待遇の引き下げというようなことをやっておりますね。そうすると、これをかがみとして民間も公務員だって下がったんだからということで下がってくる。そうすると、また民間が下がってるんだから公務員も下げろということで、人事院が出すかどうかは別としてですよ。つまり、本来は所得が上がって生活水準が上がっていくというのが、これが正常な歴史の発展です。ところが、こういうことを、民間が下がってるから公務員も下がる、公務員が下がったから民間も下がる、下がりっこ争いやってるということは歴史に逆らうことなんです。そういう面から私は、金額からいえば1級の人では変わらないし、2級の人でも300円の引き下げなんだけれども、しかし、やはりこれがひいては手当なんかの一番の基準にもなりますし、そういう点からいって私は、これは不公平な点がある。それで、職員組合としては合意ができたというんですけども、社会全体に与えることからいえば、到底このような逆行するようなことは容認できないという立場から、反対するものであります。（「もういい、



もういい」と呼ぶ者あり)

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 済みません、1 番、板井隆です。賛成の立場で討論させていただきます。

今、亀尾議員言われたことは全く違うと思います。人事院が出す人事院勧告というのは、日本の経済状況を見ながら民間の給料、それから、公務員の給料を照らし合わせて決めることなんです。逆らっていないで、歴史が今こうやって景気が悪くなるからそういうふうになっている。景気がよくなればこの人事院勧告の方で上がっていく、そういったところを見極めて対応してるのが人事院です。そのことを下がったときだけそれが悪いような言い方というのは何かおかしいなというふうに思い、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 5 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 3 5 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 8 発議案第 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 8、発議案第 1 号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書を議題といたします。

提案者である景山浩君から趣旨説明を求めます。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君）

---

発議案第 1 号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」

の法制化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 4 年 3 月 1 9 日 提出

提出者 南部町議会議員 景 山 浩

|     |   |        |
|-----|---|--------|
| 賛成者 | 同 | 仲田 司 朗 |
|     | 同 | 亀尾 共 三 |
|     | 同 | 井田 章 雄 |
|     | 同 | 石上 良 夫 |
|     | 同 | 杉谷 早 苗 |
|     | 同 | 植田 均   |

南部町議会議長 足立 喜義 様

---

この意見書につきましては、自死者数、自殺者のことですが、自死者数、精神疾患患者数、ともに増加の傾向にある中、精神医療改革、精神保健改革、家族支援の三つを軸として、国民すべてを対象としたこころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を要望するものです。

中身の詳細につきましては添付のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、発議案第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第39 議長発議第2号

○議長（足立 喜義君） 日程第39、議長発議第2号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程など、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第40 議長発議第3号

○議長（足立 喜義君） 日程第40、議長発議第3号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第41 議長発議第4号

○議長（足立 喜義君） 日程第41、議長発議第4号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務等について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立によって採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

---

日程第 4 2 議長発議第 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 4 2、議長発議第 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革などについて十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

日程第 4 3 議長発議第 6 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 4 3、議長発議第 6 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 1 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 4 年第 1 回南部町議会定例会を閉会いたします。

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月5日に開会以来、本日まで15日間にわたり、平成24年度一般会計予算を初め、補正予算、条例など、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべて案件を議了いたしました。

極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げるとともに、今期定例会を通じ議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

東日本大震災でお亡くなりになりました多くの方、深刻な事態となっております福島原子力発電所の事態などがありますが、同じ日本人として被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。また、この震災を決して対岸の火事とはせず、いま一度、一人一人が災害に備えた準備を怠らぬようお願いを申し上げます。

さて、厳しい寒さの冬から少しずつ春めき、南部町の名物の花回廊や桜、緑水湖が見ごろとなり、南部町の春がすぐそこまで来ています。皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

---

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 平成24年3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月5日より本日まで15日間にわたって開催されまして、平成24年度の一般会計当初予算など35の議案について、御審議をいただき大変お疲れになったと思います。慎重御審議の上、全議案ともに御賛同賜り、御承認をいただきましたこと、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

3月7日、8日には、10名の議員さんより一般質問をいただきました。内容は、本年古事記編さん1300年を迎えることから、観光振興につなげた御質問や、社会保障と税の一体改革に

伴う消費税の取り扱い。さらには、県で計画されている地域生活支援施策についてなど、最近の話題についての質問で時宜を得たものであったと思います。それぞれに答弁をしておりますけれども、限られた時間内での議論でかみ合わなかった部分も多くありましたが、この部分については日常の議員活動の中で御意見を聞かせていただき、双方の溝があればこれを埋めたく考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今議会におきましては、土地売却についての修正動議ということでございましたけれども、私は基本的なことが御理解いただいていないのではないかと、大変残念に思っております。特に2億8,000万円の基金を積んでおるということをおっしゃいましたけれども、これは借金のこともおっしゃっていただきませんと、町民に誤解を与えるというように思うわけがあります。相当な額の借金も残っております。また、町は法人の自立を支援することこそ大切ではないかというように思っているわけであります。自立までは町長が理事長を務めさせていただきましたけれども、自立の道が確かなものとなれば、それをまた離れてでも支えていくというのが町の立場ではないかというように思うわけであります。万一、経営的に行き詰まっても町が責任をとるわけではございません。190名余の職員の働く人の汗に報いたい思いというものを議員各位と共有したいというように思っているわけでございます。御理解を賜りたいと思います。

寒かった冬もいつしか春めいてまいりまして、少し暖かくなりました。桜前線も急速に上昇してまいりまして春の開花が待たれるこのごろであります。議員各位にはどうぞお元気で御活動なさいまして、町の発展に御尽瘁を賜りますように御祈念を申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。